

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日、会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、5番 竹内清二君であります。

---

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第90号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第91号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（静岡県）、議第92号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（東伊豆町）、議第93号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（河津町）、議第94号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（南伊豆町）、議第95号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（松崎町）、議第96号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（西伊豆町）、議案第97号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第99号 下田市学校施設整備基金条例の制定について、議第100号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第101号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第102号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第103号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、以上13件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、産業厚生常任委員長、小泉孝敬君の報告を求めます。

6番 小泉君。

〔産業厚生常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○産業厚生常任委員長（小泉孝敬君） おはようございます。

産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第90号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第100号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第5号）（本委員会付託事項）。
- 3) 議第101号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。
- 4) 議第102号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）。
- 5) 議第103号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

2. 審査の経過。

12月12日、第2委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より永井市民保健課長、高野環境対策課長、長谷川産業振興課長、土屋観光交流課長、鈴木建設課長、日吉上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第90号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第100号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第5号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第101号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第102号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第103号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって産業厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

10番、土屋君。

〔総務文教常任委員長 土屋 忍君登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 忍君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第91号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（静岡県）。
- 2) 議第92号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（東伊豆町）。
- 3) 議第93号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（河津町）。
- 4) 議第94号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（南伊豆町）。
- 5) 議第95号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（松崎町）。
- 6) 議第96号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（西伊豆町）。
- 7) 議第97号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について。
- 8) 議第99号 下田市学校施設整備基金条例の制定について。
- 9) 議第100号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第5号）（本委員会付託事項）。

2. 審査の経過。

12月12日、13日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より佐々木教育長、井上企画財政課長、稲葉総務課長、日吉税務課長、黒田地域防災課長、楠山福祉事務所長、峯岸学校教育課長、河井生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第91号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（静岡県）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第92号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（東伊豆町）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第93号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（河津町）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第94号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（南伊豆町）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第95号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（松崎町）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第96号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（西伊豆町）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第97号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第99号 下田市学校施設整備基金条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第100号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第5号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へお戻りください。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第90号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第90号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第91号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（静岡県）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第91号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について、静岡県との変更でございますが、この条例に反対の立場から討論をさせていただきます。

賀茂地域におきます指導主事の実態がどうなっているのか。この点につきましては、委員会の中におきまして平成26年度から28年度、今年度まで下田市には教育委員会に担当の指導主事が、そして各5町にはそれぞれ県が派遣した県教委あるいは県当局が派遣しました指導主事が1人ずつ配置がされていると、こういう形態で3年間続いてまいったわけでありまして、ところが、これを改めて特別措置であるので、各町村で指導主事を教育委員会の中に設置なさいと、こういうことになったと、こういうことでございます。実態はご案内のように、賀茂5町で3人の指導主事を賄うと。下田は既に指導主事が1人教育委員会に置いてありますので、さらに県に指導主事を1人置いて、この4人の指導主事を指導する指導主事の任務

を担っていただくんだと。そして、南伊豆町にいわゆる賀茂地域の教育振興センターを置いて、ここで事務の仕事、それから連携の打ち合わせ等、ここで進めていくんだと、こういう枠組みでこの連携協約を進めてまいりたいと、こういう提案内容でございます。

この指導主事の規定は、皆さんご案内のように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第18条に定められているところでございます。紹介をさせていただきますと、18条の第1項では、都道府県に置かれる教育委員会の事務局に指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。県に置きなさいと、県教委に置きなさいということが決められているわけでありまして。したがって、県教委には指導主事がいらっしゃる、各教育委員会の指導をする指導主事がいる、こう考えてよかろうと思うわけでありまして。そして、第2項で、市町村におかれる教育委員会の事務局に、前項の規定に準じ、指導主事その他の職員を置くんだと、こういう規定でございます。

したがって、連携をして指導主事を置きなさいと、このような教育行政の組織及び運営の法律では決められていないわけでありまして。各町村に、指導主事は県の教育委員会に準じて置くということがまず法的に定められているんだということを、まずご理解をいただきたいと思うわけでありまして。

そして皆さん、この指導主事はどういう方が指導主事になるのかと、指導主事の条件がやはりこの法律で定められているところでありまして。教育の経験を持つ、識見を持つ人が必要であると、こういうことでございますので、現在は、教育評論家や学校教育の問題を研究している人ではなく、静岡県についていえば、県の教職員の中から指導主事が選ばれると、こういう仕組みになっていようかと思えます。

したがって、26年から28年までの各町村に置かれました5人の指導主事の皆さんは、県職員でございます。県職員ですから、県職員の給料表に従って、給料が支給されると。ところが、各町村の指導主事になりますと、この県の職員を退職して、各市町の教育委員会の職員として雇われるということになろうかと思えます。したがって、現給保障は恐らくされているんだらうと思えますが、その後の給与は県職員と同じようには引き上げられていないと、こういうことになっていようかと思えます。まさに、この大変な仕事を引き受ける、この指導主事についても、その条件が悪くなっている、これが実態ではないかと思うわけでありまして。

このようなことからいえば、26年度から28年度まで県が指導主事を各町村に派遣をいただいたように、各町村に指導主事を置いていただく。そして県費が足りないなら、各町村にお

いてもその費用を分担する。こういうことこそ必要であって、このようないびつな形での連携は私は必要ではないんじゃないか、こう思うわけであります。しかも、これらのことが試され済みになっていない、私の意見が間違っているかもしれませんが、さりとてこの連携が正しいという確証も証明もないというのが、皆さん、実態ではないでしょうか。

そして、26年度から28年度、実施されてきました実績が委員会の中でこのように出されております。指導主事の仕事は70にわたるといっているわけであります。70項目にわたるその中心的な課題は、学校の先生方の指導を研修のプログラムを組んだり、悩んでいる先生の相談相手になるんだと、こういっているわけですが、皆さんご案内のように、各学校には校長先生がいらっしゃり、教頭先生がいて、その学校としてどのように運営してまいるのが議論され、努力がされているのではないのでしょうか。

指導主事と各学校長や教頭、あるいはその学校の先生方との話し合いがどのように進められているのか、そしてどうしてもこういう連携という形でなければこれが実現できないのかということは、教育長や参事にも出席をいただきましたけれども、残念ながら私の感ずるところ、明確なご答弁をいただいていないというのが実態でなかろうかと思えます。といいますのも、下田市のことではなく、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の指導主事がどのような仕事を果たし、どのような効果を上げているのかということが議題になるからであろうと思えます。

下田市にとりましては、この連携をしてもしなくても、実態は何も変わらないと、変わるのとはただ協議ができるだと、こういうことでございますが、そもそもこのような組織をつくらなくても、指導主事が県教委のもとに研修をし、情報交換をしていることは皆さん想像に難しいことではないと思うわけであります。あえてこのような組織をつくらなければできないというようなことではないし、既にやっていることであろうかと思えます。さらに屋上屋を重ねるようなこのような連携は、私は疑問を呈さざるを得ない、こう思います。

さらに皆さん、隣の南伊豆町のある小学校の児童数は全部で46人だと。1年生から6年生までいて46人であると。1学級8人としますと、六八、四十八人。48人にも満たない小規模校で運営をしている学校と、下田のそれぞれの小学校の学校と情報を交換して交わるところが決して、私はあろうとは思わないわけです。学校というのは、その地域地域に置かれている条件、大変差があり、教育内容は同じだとしても、そのアプローチの仕方というのは大変多岐にわたり、微に入り細に入る指導をしてまいらなければならないと思うわけであります。

そういう観点から考えますと、この県との連携は思いとどまり、再検討すべき内容を多く

含んでいると、こう考えますので反対をいたすものであります。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 滝内君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第91号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（静岡県）に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更は、賀茂1市5町及び県の指導主事が、連携して学校教育等に関する専門事項の指導に取り組むものであり、新たに賀茂地域教育振興センター新設に伴い、賀茂地域専任の主任指導主事が配置されることにより、教育指導のレベル向上や、下田市の指導主事の負担軽減などが期待されます。

よって、議第91号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（静岡県）に賛成するものであります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第91号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（静岡県）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第92号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（東伊豆町）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第92号は、皆さんご案内のように、91号に基づき下田市と各町村東伊豆との連携を締結していこうという内容であろうかと思えます。法律に基づいても、指

導主事が各教育委員会に配置されるというのが一つの原則であるということをご認識をいただきたいと。この案でいきますと、東伊豆町と河津町に1人の配置をします。下田も従来から1人配置されている。南に1人だと。そして西伊豆町と松崎町に1人。町村で3人の指導主事の経費を担当していただいて、指導主事の先生方に頑張ってもらって、こういうことになっているわけでありまして。

下田の指導主事をされている職員の任務が軽減されると、こういうご発言がなされましたけれども、軽減がされている実績がどこにあるのか、吟味をしたのでしょうか。ただ、されるだろうと、こういう発言でしかない、何ら証明がされていないわけでありまして。そして、26年から28年度の実績を見ますと、既に各町村に指導主事が置かれているわけでありまして。

この方々が連携をしなかったというような事実は、私はないと考えられると思います。既に、こういう表までできているわけでございます。各町村の実態がわからなければ、こういうまとめはできないわけでありまして。この表を見ましても、下田の指導主事の任務が軽くなるというような事実はどこにも書かれていない、これが事実であります。事実をよく見きわめ、判断できないことは判断の停止をするという、こういう誠実さを皆さんにぜひとも持っていただきたいと、こう思うものであります。

したがいまして、この議第92号の賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について、東伊豆町との変更も反対をいたすものであります。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 滝内君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第92号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（東伊豆町）に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

議第92号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（東伊豆町）は、賀茂地域1市5町及び県が連携して学校教育等に関する専門事項の指導に取り組もうとするものであります。大いに推進すべきであります。

よって、議第92号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（東伊豆町）に賛成するものであります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第92号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（東伊豆町）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第93号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（河津町）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第91号、92号と同様の理由におきまして、議第93号も反対するものでございますが、やはりこの広域連携といえますのは、その裏にあります地方自治の精神を私はないがしろにすることには十分注意を払わなければならないと。我がまちのことは我がまちで決すると、この精神が地方自治の精神であろうと思います。

そういう観点から、河津町のこの昨年の指導主事がどういうことにかかわったかを見ますと、教育相談員、SC、SSWに関する事、生徒指導担当者の研修に関する事、いじめに関する事、児童・生徒の問題行動に関する事、そして教職員研修に関する事、授業改善に関する事、全国学力・学習状況調査に関する事、そして学校への訪問指導、特異な例では、劇団四季こころの劇場に関する事と、このときだけの課題も出ていようかと思いますが、管理主事訪問への同行と、このような活動を河津町を担当した指導主事の方は活動をしたという報告をなしているわけでございます。

こういう観点から考えまして、ますますこの連携協定は意味がないものだと、あるいは検討し直すべきものであると確信をいたすところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 滝内君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第93号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（河津

町)に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について(河津町)は、賀茂地域1市5町及び県が連携して学校教育等に関する専門事項の指導に取り組もうとするものであり、大いに推進すべきであります。事前に賀茂の市町、協議を重ねてきた結果の方針であります。大いに推進すべきと思います。

よって、議第93号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について(河津町)に賛成するものであります。

○議長(森 温繁君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森 温繁君) これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森 温繁君) 起立多数であります。

よって、議第93号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について(河津町)は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第94号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について(南伊豆町)を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番(沢登英信君) 議第91号、92号、93号と基本的には同様の見解で反対をいたすものでございます。

この連携協約のやはり裏にありますのは、平成17年度を中心にして21年度まで町村合併の問題が5度にわたってなされ、それぞれの町が行く道を決定してまいったと思うわけであり、その中で、西伊豆町と賀茂村が合併をします。各賀茂地域の町村はそれぞれ自らの思惟に基づいて市町の運営をしていくと、こういうことが決定されてまいっていると思います。やはりこの連携の根底にありますのは町村合併と、この経過を私は考えざるを得ないと思うわけであり、そして、そこで出された結論は、それぞれが独立して頑張っている、

こういう結論であったと思うわけであります。そういう点からつけ加えましても、教育におきます独自性、独立性の点から見ましても、やはりこれは問題のある内容ではないかと。下田の指導主事が決して南伊豆町や東伊豆町、河津町、あるいは松崎や西伊豆のこの現場には具体的にはかかわらないと、かわらないんだとこういう説明をされているわけであります、委員会の中で。このようなことからいいましても、何かおかしな組織形態になっているんだと、こう感ずるところでございます。具体的に現場をそれほどよく承知しておりませんので、これとこれだどご指摘できないのが残念であります、大変危うさを感じざるを得ない内容となっていようかと思えます。

そういうことで、同様に反対をいたすものであります。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 滝内君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第94号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（南伊豆町）に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（南伊豆町）は、賀茂地域1市5町及び県が連携して学校教育等に関する専門事項の指導に取り組もうとするものであり、大いに推進すべきであります。

先ほどの反対討論に、合併ができなかったと、そういうお話がありましたけれども、本来下田市は合併に賛成して進めようと議会でも決定したものであります。このいろいろな連携協約、何が根本かといいますと、合併ができなかったからです。この結果、各市町協議をして、何とかこの教育行政を推進しようとしているものであります。

よって、議第94号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（南伊豆町）に賛成するものであります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第94号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（南伊豆町）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第95号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（松崎町）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第91号とそれまでの議案と同じ経過で反対をするものでございますが、期待される効果として、学校訪問、研修会の開催、あるいは指導主事間の連携、若手教員などを対象とした研修の充実、学校への定期訪問の強化、賀茂地域の教育の一本化への醸成だと。これらの課題が、連携をしたことによって、下田市の教育委員会にどのような変化や前進面があるのかと。この問いに対し、残念ながら明確な回答はないというのが実態であろうと思います。連携のための連携、下田の教育の実態をより前進させていこうと、あるいは、各賀茂地域の教育の実態を前進させていこうというものでは私はないと思うんです。各町村にかかわるものであれば、各町村のことをこの下田の議会で議論をするということ自身が、これはやはりおかしい越権行為になっていくんだろうと思うわけでありまして。

そういう観点からいきましても、各自治体の教育委員会は各自治体できっちりその体制を整えていくというのが、本来あるべき姿であることは私は当然だろうと思うわけでありまして。そして、そのような精神が、合併の破綻ということで、明確に明らかにされてまいったと、こう理解すべきだと思うわけでありまして。当時の議員の皆さんが賛成多数であったことを私も理解しております。しかし、そのような姿勢であった議員の姿勢がまさに批判をされたと、結果がならなかったと、こう言えるんではないかと思うわけでありまして。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 滝内君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第95号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（松崎町）に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

91号、92号、93号、94号と同様の理由でございますけれども、せっかく賀茂の教育レベル

を上げましょうという皆さんの協議の上で出てきた議案でございます。効果がわからないからだめだと、そんな理屈ありません。やってみなければわかりません。そういう考え方自体が私はおかしいと思います。

したがって、議第95号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（松崎町）に賛成するものであります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第95号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（松崎町）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第96号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（西伊豆町）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第96号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について、西伊豆町とのこの契約に反対をするものであります。

この契約を締結すると、あたかも指導主事の活動が、あるいはその連携が進むがごとく討論をされている方がいらっしゃいますけれども、私が指摘しておりますのは、既に平成26年から28年度までは県の予算において、それぞれの町村に1人の指導主事が置かれていたと、この事実、今年までの事実と、29年度からやろうという、この5町で3人しか指導主事を置かないんだと、こういうことを指摘しているわけでありまして。決して前進ではなからうと。むしろ停滞で、県が補助すべき部分のところを、町村に負担をしていただいて、形だけ整えていると、こう言ってもいいような体制ではないかと、こういう問題提起をしているわけでありまして。内容をよく理解し、ご批判をいただきたいと。この連携協約に反対でありますこ

とを明らかにいたします。

以上です。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 滝内君。

〔4番 滝内久生君登壇〕

○4番（滝内久生君） 議第96号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（西伊豆町）に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

91号から95号について、同様の理由でございますけれども、皆さん91号から95号が可決されたわけです。何で西伊豆町だけ外さなきゃならない、1つでも抜けたらこの協約は全部だめになります。とんでもない話です。やってみなければわかりません。大いに推進しましょう。

したがって、議第96号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（西伊豆町）に賛成するものであります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

9番 伊藤君。

〔9番 伊藤英雄君登壇〕

○9番（伊藤英雄君） 賛成の立場で討論をいたします。

各市町に指導主事が配置されることになりました。しかしながら、賀茂の町では指導主事の件数1人分を全額負担するのはなかなか困難であると、こういう状況の中で、特例として県が費用負担をして26年から28年度まで指導主事の配置が行われてきたわけであり、しかし、これはあくまで特例でありますから、どのようにして賀茂の町に指導主事を配置するのかと、こういう検討がなされ、その結果として、賀茂の町で経費を出し合い、3人の指導主事を配置しようと、そうした枠組みの中に下田市も参加をして、県、各町と情報交換をし、指導主事がお互いに高め合って、よりよい下田、賀茂の教育環境をつくっていかうというものであります。

したがって、この協約によりまして、下田市の負担が増えるということはないわけであり、しかしながら、反対者は委員会において、下田市は関係ないんだから、こんなのに参加すべきではないんだと、反対であると。つまり、私が見るところ、反対者の本音は協力なんかすることはできないよと。協調、協力が嫌なんだと、こう言っているようにしか聞こえないわけであり、

私は、この協約によって、特段に下田市に負担はない。しかし、賀茂に配置される指導主事、あるいは県の東部教育委員会と別に、この総合庁舎に配置される県の指導主事、この人たちと情報交換をしっかりといただき、よりよい下田、賀茂の教育環境をつくっていただきたい、こういう視点をもって賛成するものであります。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第96号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（西伊豆町）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第97号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第97号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第99号 下田市学校施設整備基金条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第99号 下田市学校施設整備基金条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第100号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第5号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第100号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第101号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第101号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、

委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第102号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第102号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第103号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第103号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

先ほど、なお、進士濱美議員より欠席する旨の通知がございました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

---

午前11時 8分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

◎発議第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第11号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番 増田君。

〔11番 増田 清君登壇〕

○11番（増田 清君） それでは、発議第11号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書を別紙により、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣に提出するものであります。

平成28年12月15日提出。

提出者、下田市議会議員、増田 清。以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく大川敏雄、同じく鈴木 敬、進士濱美さん今日欠席のため、同じ会派である鈴木 敬さんに変更といたしました。同じく伊藤英雄、同じく、橋本智洋。

提案理由。

安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求めるため。

安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書。

政府は、日本が世界に誇る社会保障の充実・安定化とそのため安定財源の確保、及び財政健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革を進めて来ましたが、しかしながら今般、世界経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために、医療や介護などを支える消費税率の10%への引き上げが、平成31年10月まで再延期されることになりました。

他方で、2012年には約1500万人だった75歳以上の高齢者数は、2015年には約1700万人、そして2025年には約2200万人と推計されており、このように急激に進行する高齢化への対策は確実に進めることが必要です。また、日本は、本格的な人口減少の時代に突入し、2015年の人口減少幅が約27万人と過去最大となりました。まさに、高齢化対策も少子化対策も待ったなしであります。

さらに、これらの施策を支える安定財源を確保するための日本経済の底上げも正念場であ

り、GDPと雇用の約7割を占める“地域経済圏”の活性化が求められています。今こそ、地域資源や地域の特色に着目した、農林水産業の6次産業化や、魅力ある観光産業の開発など、産・学・金・官の連携による地域産業の創造と、地方への移住促進や小さな拠点、生涯活躍のまちづくりなど、将来にわたって活気ある地域づくりを本格的に推進すべき時であると考えます。

そこで政府においては、すべての国民が等しく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を適切に講じられることを強く求め、以下の事項について要望を致します。

記。

一、消費税率の引き上げ延期による地方における社会保障の充実施策の実施に、支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。特に、要望の強い保育の受け皿整備に係る財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。

一、人材確保が喫緊の課題になっている保育士・介護職員などの処遇改善など、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。

一、地方自治体が提供する社会保障の充実策をはじめ、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備など、国民生活に密接に関連する多くの行政サービスを確実に実施するためには、地方一般財源の確保が不可欠であり、特に地方交付税総額については確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月15日。

静岡県下田市議会。

以上で終わらせていただきます。

○議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発議第11号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

発議第11号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第11号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書の提出について、お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第11号 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（森 温繁君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成28年12月下田市議会定例会を閉会いたします。

なお、11時25分よりこの場において、共立湊病院跡地活用についての第2回説明会を開催いたしますので、議員の皆様はご参集のほどよろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

午前11時16分閉会